

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

← 都道府県又は市町村が
避難路を指定

<対象建築物>

- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6m以上)(右図参照)
- ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。

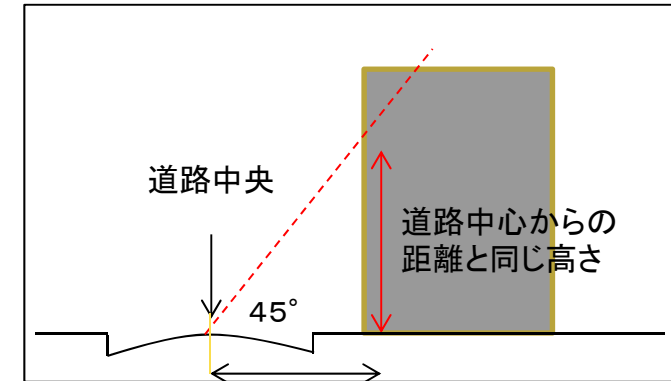
ロ 防災拠点建築物

← 都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能



耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで